

高速道路の建設と管理に関する協定について

道路関係四公団民営化の枠組みの概要

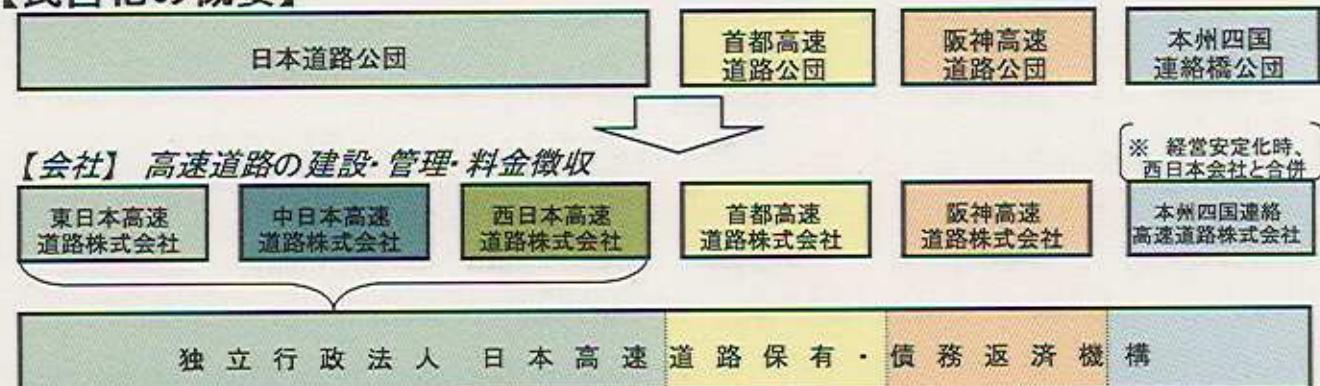
民営化の目的

- 約40兆円に上る有利子債務を確実に返済
- 真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担で建設
- 民間ノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定や多様なサービスを提供

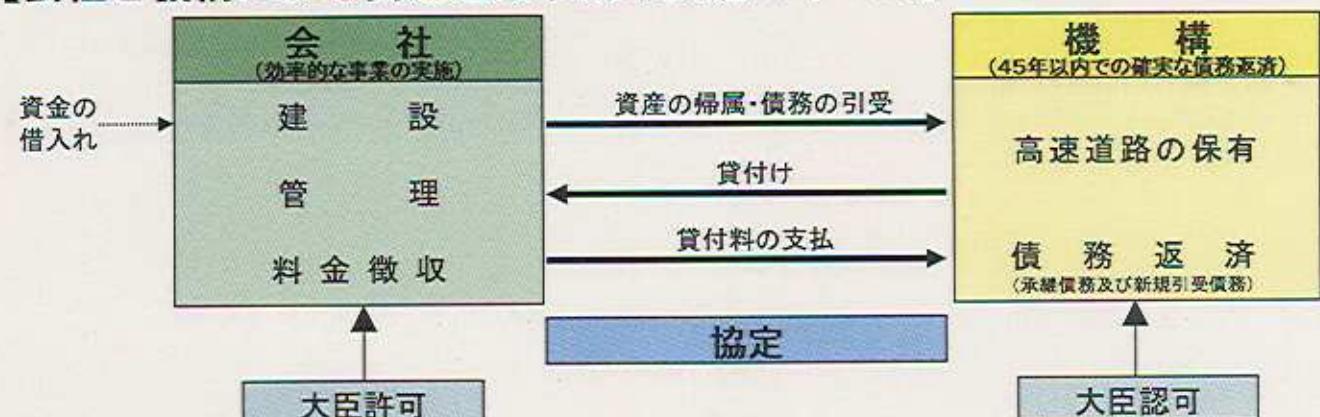
【民営化の概要】

<道路関係四公団民営化関係4法>

- 高速道路株式会社法（会社法）
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（機構法）
- 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（整備法）
- 日本道路公団等民営化関係法施行法（施行法）



【会社と機構による高速道路事業の実施スキーム】



今後のスケジュール

4ヶ月以内

平成17年10月1日 道路関係4公団民営化

会社の整備する区間
について、国が会社
及び機構と協議

2ヶ月以内

平成18年1月末迄^{注)} 会社整備区間の大蔵指定

協定について、
会社と機構が調整

注)期限の延長は可能(2月14日まで延長
することを会社及び機構に通知済み)

平成18年3月末目途 会社と機構で新協定を締結

協定に基づき、
事業を開始

○概ね5年ごとに協定を見直し

民営化後45年以内 債務の完済・無料開放

協定の概要

1. 協定の位置づけ

高速道路事業を行う上で必要となる基本的事項について、機構と会社との間で定めるもの

2. 協定の策定単位

全国路線網



東日本会社、中日本会社、西日本会社ごとに、高速自動車国道及び国土交通大臣が指定する一般有料道路

地域路線網



首都高速道路、阪神高速道路(阪神圏)、阪神高速道路(京都圏)、本州四国連絡高速道路

一の路線



全国路線網以外の一般有料道路ごと

3. 協定の主な内容

- ◆新設、改築又は修繕に係る工事の内容
- ◆機構が会社に対して行う債務引受けの限度額（新設、改築、修繕及び災害復旧関連）
- ◆機構が会社に対して貸し付ける道路資産の内容及びその貸付料の額、貸付期間
- ◆会社が徴収する料金の額及びその徴収期間
- ◆高速道路の管理水準の確保に関する事項
- ◆機構から会社に対する新設・改築等のコスト削減を助長するための助成に関する事項

(参考) 機構は、協定に基づき、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画書を作成

➡ 45年以内の債務返済を確認

【協定に関する参考条文】

◎高速道路株式会社法(抜粋)

(協定)

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業【注：高速道路の建設・管理】を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定を締結しなければならない。

2 会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

◎独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(抜粋)

(協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務【注：機構の業務】を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結しなければならない。

- 一 協定の対象となる高速道路の路線名
- 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容(修繕に係る工事にあっては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)
- 三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 五 機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画
- 六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
- 七 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間
- 八 その他国土交通省令で定める事項

2～4 略

5 機構は、おおむね五年ごとに、前条第一項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、会社に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

管理コスト縮減への取り組みについて

1. 管理コストの縮減状況

政府・与党協議会の方針に基づき、管理コストは平成14年度に比して3割縮減(平成17年度予算)を達成

単位:億円

	H14予算 ①	H17予算 ②	削減額 ③=①-②	削減率 ④=③/①
JH系3会社	6,293	4,405	▲1,888	▲30.0%
首都会社	1,250	839	▲411	▲32.9%
阪神会社	781	546	▲236	▲30.2%
本四会社	213	149	▲64	▲30.0%

注)H15以降の新規供用分の管理費は除く

2. コスト縮減のための具体的取り組み

縮減にあたっては、道路の安全かつ円滑な交通を確保するための管理水準を保ちつつ、ベンチマーク指標や科学的検証に基づき実施。

【主な縮減メニューの具体的な取り組み例】

- ・料金収受業務の現場代理人(内部化)、主任の廃止と料金所長の複数兼務
- ・新技術(ETC)普及等による必要人員の縮減
- ・サービス水準を維持しつつ、交通量、交通特性に考慮した清掃頻度の見直し
- ・補修時期を細かく判定する等による計画の見直し

3. 今後の取り組み

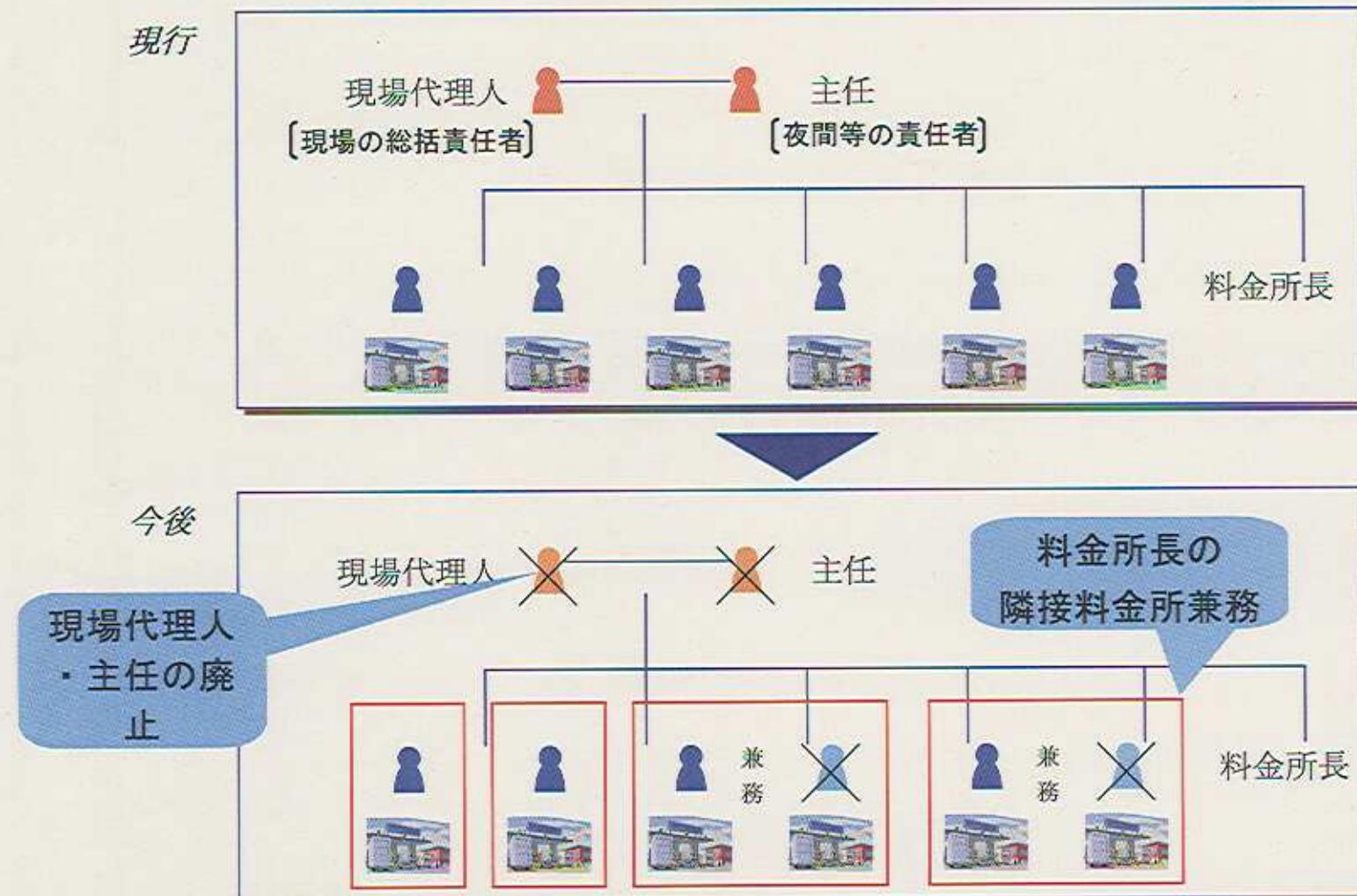
- ・3割縮減の実施状況を踏まえつつ、間断なく業務プロセス・執行体制を見直していく。
- ・適正な管理水準を維持した上で、個々の業務毎に更なる効率化が出来ないか、適宜適切に検証し、更なるコスト縮減を目指す

管理コスト縮減の取り組み

【東・中・西日本高速道路株式会社の例】（本州四国連絡高速道路株式会社）

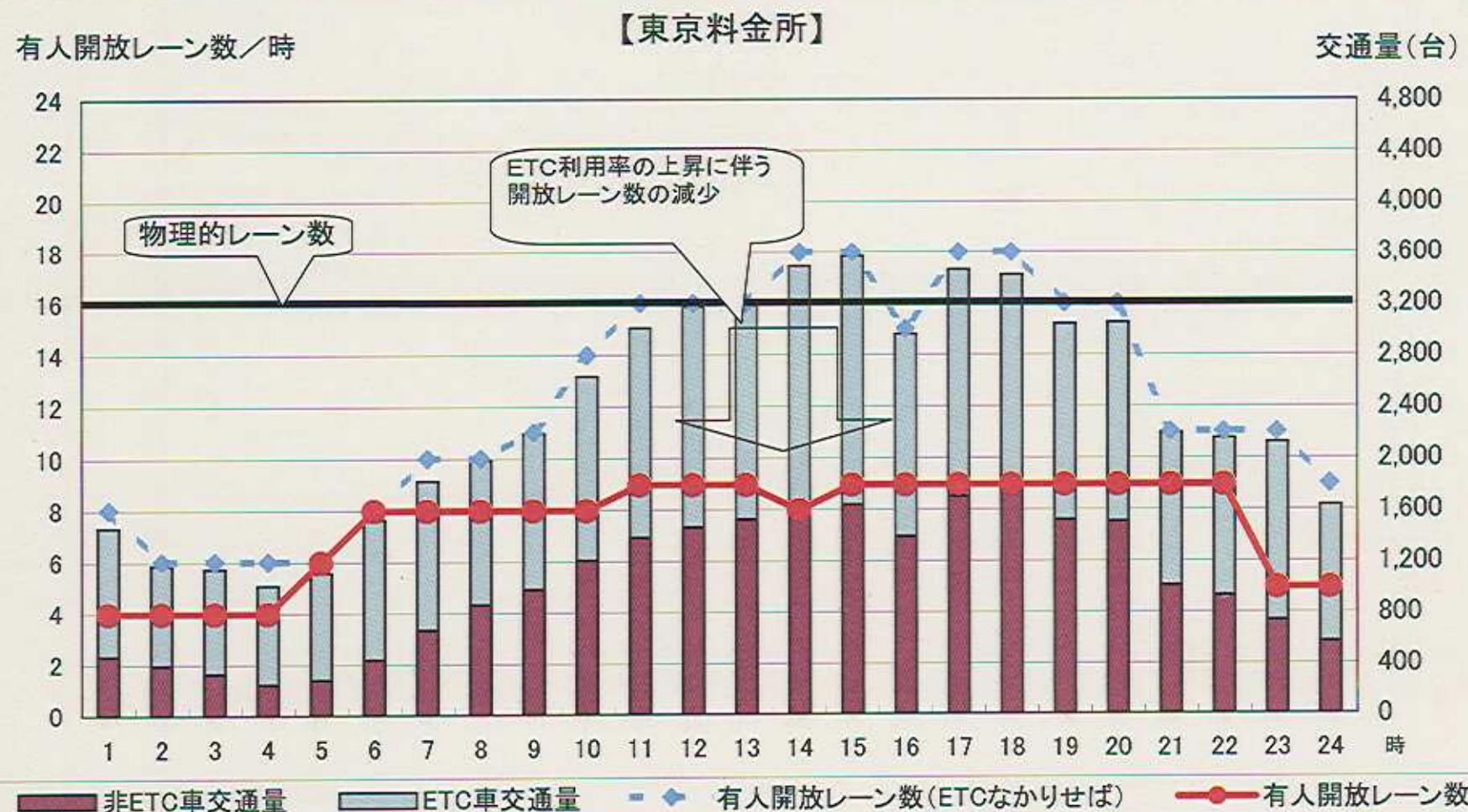
管理監督ポストの配置の見直しによる管理コストの削減について

- ・内部化による現場代理人の廃止と業務の効率化による主任ポストの廃止
- ・僅少交通量料金所における料金所長の隣接料金所兼務



ETC普及による有人開放レーン数の見直しによる管理コスト削減について

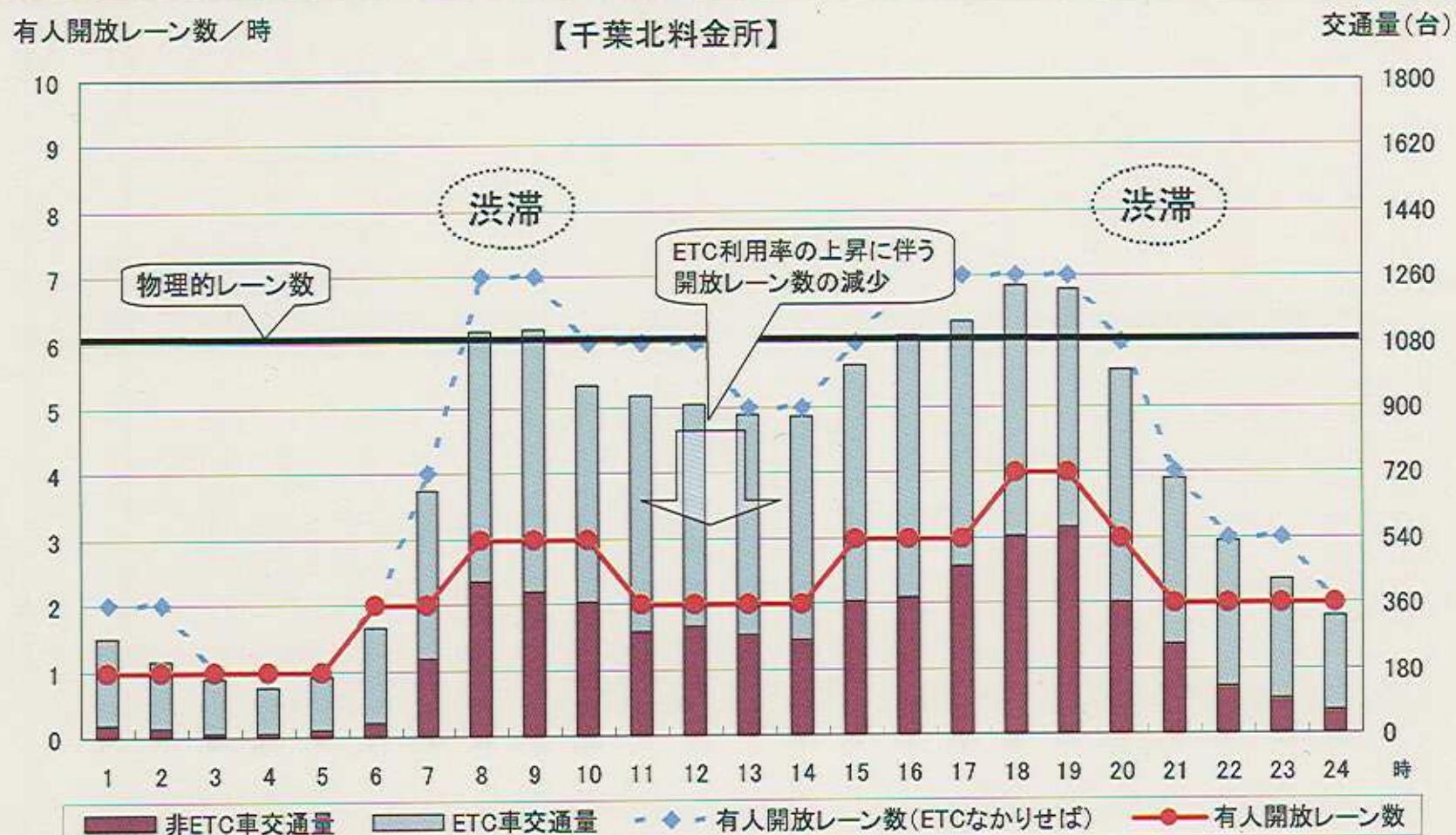
- ① ETC導入、普及にあわせ有人開放レーン数を見直し、料金収受体制を効率化
- ② 処理容量を超える交通集中による渋滞以外の料金所渋滞を発生させないよう、有人レーンを開設



※時間別交通量は、東名高速道路東京料金所の例(日あたり出口交通量:56,531台)

ETC普及による有人開放レーン数の見直しによる管理コスト削減について

- ① ETC導入、普及にあわせ有人開放レーン数を見直し、料金収受体制を効率化
- ② 処理容量を超える交通集中による渋滞以外の料金所渋滞を発生させないよう、有人レーンを開設

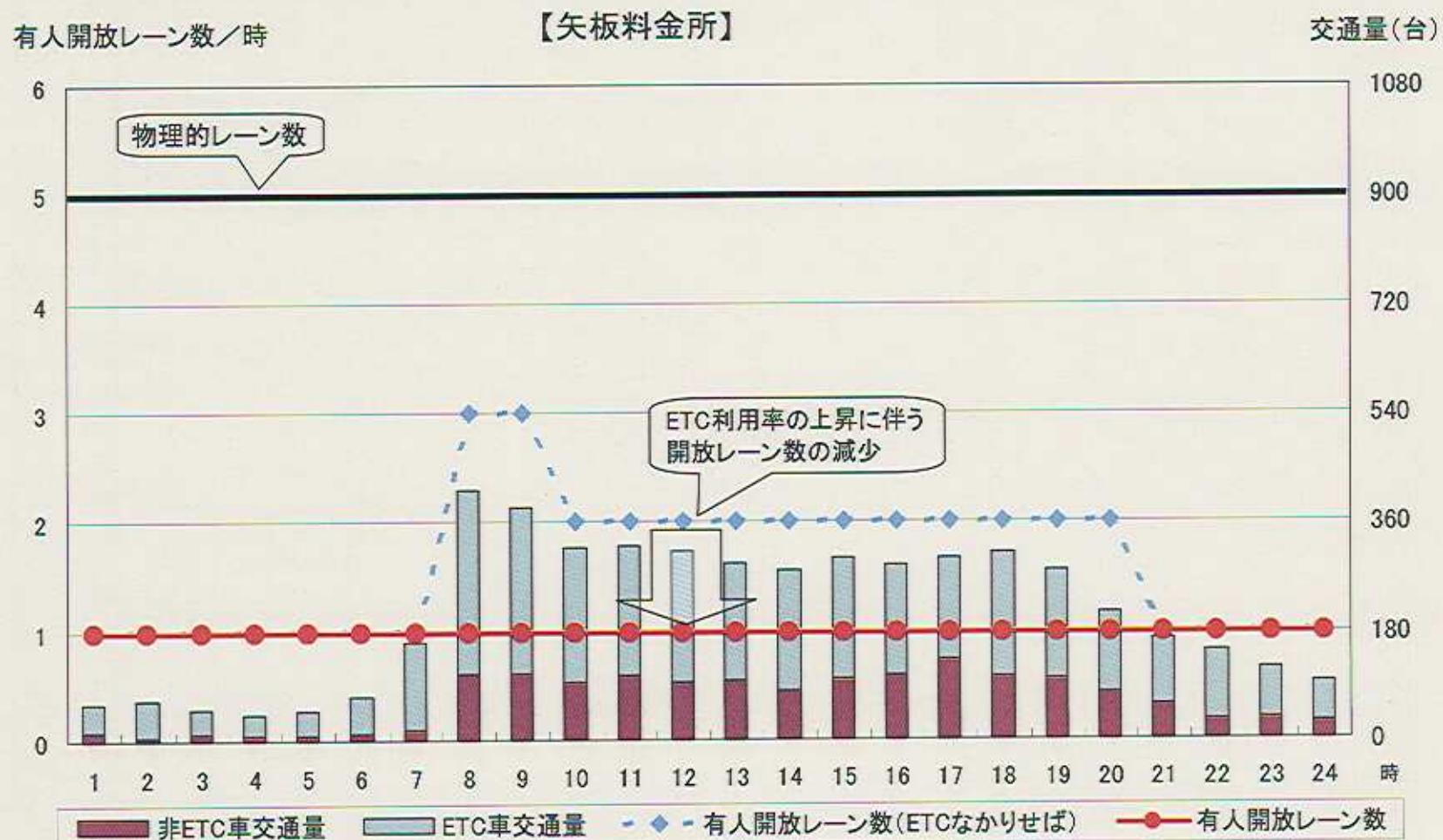


※時間別交通量は、東関東自動車道千葉北料金所の例(日あたり出口交通量: 17,387台)

※ETC利用率を時間毎実績値を70%に変換

ETC普及による有人開放レーン数の見直しによる管理コスト削減について

- ① ETC導入、普及にあわせ有人開放レーン数を見直し、料金収受体制を効率化
- ② 処理容量を超える交通集中による渋滞以外の料金所渋滞を発生させないよう、有人レーンを開設



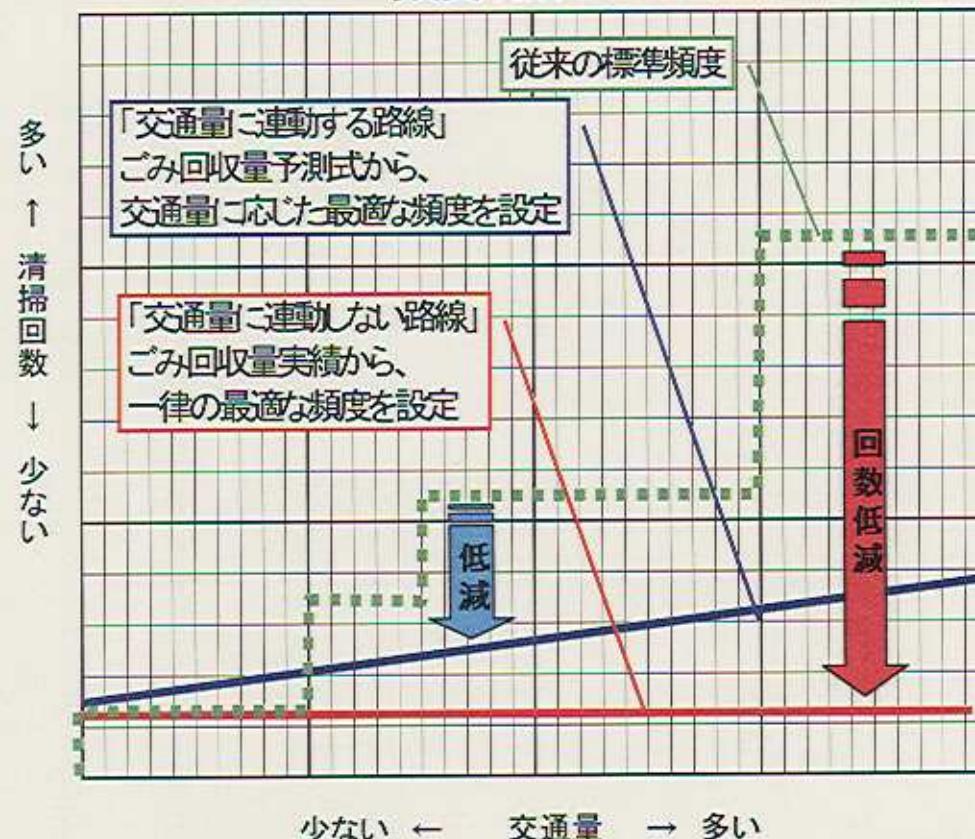
※時間別交通量は、東北自動車道矢板料金所の例(日あたり出口交通量: 5,046台)

※ETC利用率を時間毎実績値を70%に変換

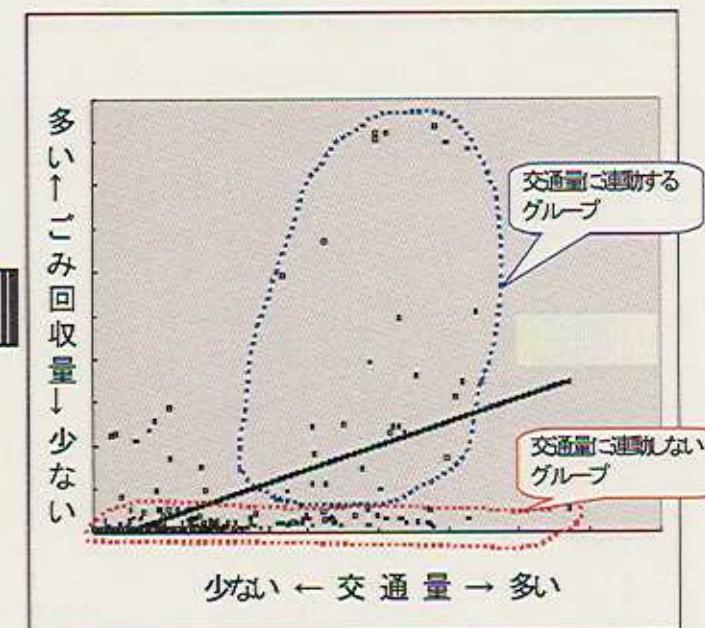
路面清掃頻度の見直しによる管理コストの削減について

- ・ゴミの回収量が交通量に連動する路線と連動しない路線に分類
- ・「交通量に連動する路線」は交通量に応じた最適な頻度を基本頻度として設定
- ・「交通量に連動しない路線」は一律の最適な頻度を基本頻度として設定
- ・加えて、路線別の状況(極端にゴミ発生量が多いなど)に応じて、個々の区間の頻度を設定

頻度削減イメージ



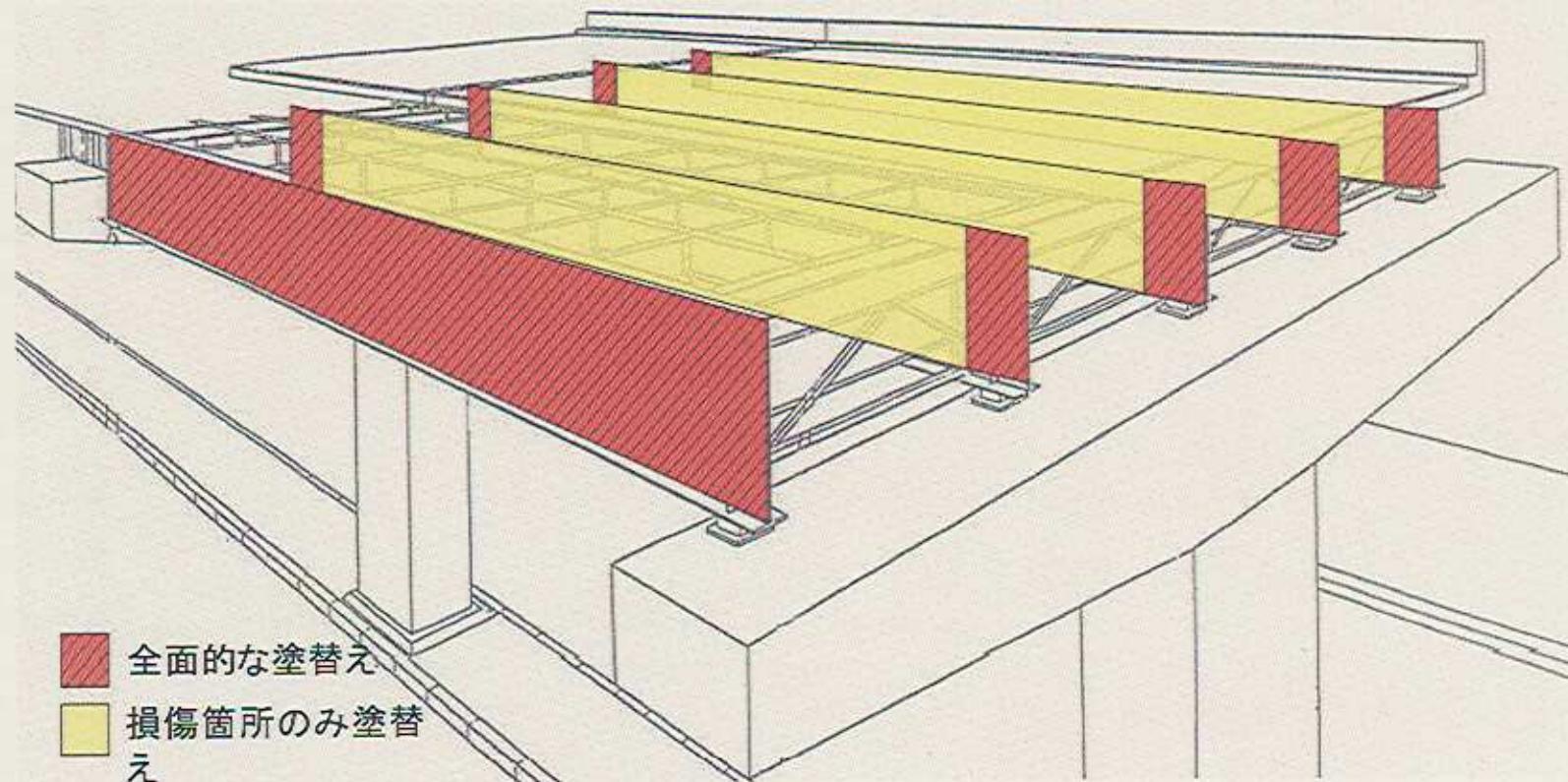
ごみ発生量分析結果



【六会社の例】

橋梁塗装の見直しによる管理コストの削減について

- ・部分塗装補修の導入により、塗装費用を削減
- ・塗装の傷みやすい部分(外桁外面、桁端部)を全面的に塗替え、それ以外の箇所は損傷箇所のみ塗替えを実施



【本州四国連絡高速道路株式会社の例】

橋梁塗装の見直しによる管理コストの削減について

予防保全の考え方に基づき、塗膜厚変化を定期的に観測することにより、
鋼材の防錆に重要な下塗り塗膜を健全に維持し得るよう、塗替着手時期を決定

